

電気工事士法におけるエアコン設置工事の取扱いについて（Q&A）

平成20年12月

電気工事士法施行規則の改正を12月3日に公布したこと及び「エアコン設置工事に係る電気工事士の解釈適用」（内規）を制定したことに伴い、エアコン設置に係る電気工事についての解釈についてQ&Aを作成しましたので保安確保のご参考にしていただければ幸いです。

エアコン設置工事に際する作業の資格については以下目安を参照ください。

電気工事士が行う作業であって、業として行う場合には登録が必要なもの = A

電気工事士が行う必要はないが、業として行う場合には登録が必要なもの = B

電気工事には該当しないもの = C

エアコン室内機の壁への固定 C

内外接続電線を室外機及び室内機の接続端子に差し込み接続する作業

・600Vを超える電圧で使用するエアコン A

・600V以下で使用するエアコン B

内外接続電線を壁に固定する作業

・内外接続電線を直接壁に固定する場合 A

・内外接続電線が冷媒配管などとともにテープで巻かれたものを壁に固定する場合 B

・電線を保持・保護する機能や目的を持たない化粧カバーを設置する作業 C

内外接続電線が造営物を貫通する部分に防護装置を取り付ける作業

・金属製のもの A

・それ以外のもの B

内外接続電線を防護装置の中に通す作業

・壁に厚さがなく作業後の電線の状態が容易に確認できるもの B

・電線の状態が容易に確認できないもの A

接地（アース）工事

・接地線相互を接続する作業 A

・接地極を埋設する作業 A

・接地線と接地極を接続する作業 A

・接地線を接地端子（アースターミナル）に差し込み接続する作業 B

・接地線をエアコンにねじ止めする作業 C

・接地極付コンセントにプラグを差し込む作業 C

関連工事

- ・コンセントの移設・増設 A
- ・内外接続電線相互の接続 A
- ・室内配線の新設 A
- ・電圧の切り替えを目的とした工事 A

なお、エアコン設置に際し、延長コードを用い電源を取るケースが見受けられますが、延長コードの過熱トラブルや場合によっては発火事故も報告されており、延長コードを用いてのエアコン電源確保はおやめください。

Q1. エアコンの設置工事は電気工事士が行わなければならないのか。

- A. 標準的なエアコン設置工事については例外を除き電気工事士の資格は必要ありません。ただし、業として設置工事をするときには電気工事業の登録が必要（家庭用電気機械器具の販売に附随して行う工事を除く）となりますのでご注意ください。

Q2. 標準的なエアコン設置工事とはどのようなものか。

- A. コンセントを新設・移設・取替しないでよいものであって、室内機と室外機をつなぐ内外接続電線を室内機や室外機に取り付ける作業や、室内機や室外機に冷媒配管・ドレインホースを接続する作業、アースターミナルへの接地線の接続及び室内機の壁への固定を想定しています。

Q3. 標準的なエアコン工事の例外とはどういったケースか。

- A. 600Vを超えて使用するエアコン工事、内外接続電線を直接壁などに固定する作業、接地線を接地極に接続する作業、接地線を延長する作業、接地極を地面に埋設する作業、コンセントの新設・移設・取替作業及び電源供給のための作業等となります。これら工事については電気工事士法第3条第2項に基づき電気工事士が行わねばなりません。なお、ご不明な点は原子力安全・保安院電力安全課もしくは最寄りの産業保安監督部電力安全課まで連絡ください。

Q4. 温水給湯器の設置に際し、内外接続線工事や接地線工事といったエアコン設置工事に似た工事を行うこととなるが、温水給湯器についてもエアコン設置と同様の解釈で電気工事士の作業か否かの判断を行ってもよいか。

- A. 電気工事士が行わなければならないものは商品で選別しているのではなく、作業で選別しています。

Q5. 引っ越し等におけるエアコンの取り外し作業は、電気工事士が行う必要があるか。

A. 取り外す作業は、電気工事士が行う必要はありません。ただし、業として撤去工事をするときには電気工事業の登録が必要となりますのでご注意ください。

また、撤去に伴ってコンセントの工事など電気工事士が行う必要がある作業が発生する場合は当然のことながら電気工事士の資格が必要となります。

Q6. 電気工事業の登録をする場合はどのようにすればいいか。

A. 下記のアドレスをご参照ください。

http://www.nisa.meti.go.jp/8_electric/tebiki_index.html